

公布された規則のあらまし

佐賀県児童福祉法施行条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 31 号）

- 1 規則の題名を佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例施行規則に改めることとした。（題名関係）
- 2 引用している条例名を改めることとした。（第 1 条及び様式関係）
- 3 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（規則第 32 号）

- 1 規則の題名を公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則に改めることとした。（題名関係）
- 2 公衆浴場営業許可申請書等の記載事項のうち、公衆浴場を管理する者に係る記載事項は氏名のみとすることとした。（第 2 条、様式第 1 号及び様式第 6 号関係）
- 3 営業施設の正面入口に看板を掲げる義務を廃止することとした。（第 8 条関係）
- 4 申請書等に暴力団等でないことの誓約に関する記載事項を加えることとした。（様式第 1 号～様式第 5 号関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第 33 号）

- 1 規則の題名を旅館業及び旅館業に関する条例施行規則に改めることとした。（題名関係）
- 2 営業施設の正面入口に看板その他の標識を掲げる義務を廃止することとした。（第 7 条関係）
- 3 旅館業営業許可申請書等の記載事項に申請者及び営業施設の電話番号を加えることとし、営業施設の管理者に係る記載事項は氏名のみとすることとした。（様式第 1 号～様式第 1 号の 3 関係）
- 4 申請書等に暴力団等でないことの誓約に関する記載事項を加えることとした。（様式第 1 号～様式第 2 号関係）
- 5 添付書類に登記事項証明書を加えることとした。（様式第 1 号の 2 及び様式第 1 号の 3 関係）
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

興行場法施行細則の一部を改正する規則（規則第 34 号）

- 1 規則の題名を興行場法及び興行場に関する条例施行規則に改めることとした。（題名関係）
- 2 営業施設の正面入口に看板を掲げる義務を廃止することとした。（第 4 条関係）
- 3 興行場営業許可申請書等の記載事項のうち、管理者等に係る記載事項は氏名のみとすることとした。（様式第 1 号及び様式第 3 号関係）
- 4 申請書等に暴力団等でないことの誓約に関する記載事項を加えることとした。（様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 4 号～様式第 6 号関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第 35 号）

- 1 規則の題名を化製場等に関する法律及び化製場等に関する条例施行規則に改めることとした。（題名関係）
- 2 引用している条例名を改めることとした。（第 1 条及び様式第 5 号関係）
- 3 申請書等に暴力団等でないことの誓約に関する記載事項を加えることとした。（様式第 2 号及び様式第 4 号関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則（規則第 36 号）

- 1 規則の題名をと畜場法及び佐賀県と畜場に関する条例施行規則に改めることとした。（題名関係）
- 2 引用している条例名を改めることとした。（第 1 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 37 号）

- 1 第一種動物取扱業の登録を受けようとする者等は、申請書等を提出するときは、暴力団等でないことを誓約する書面を提出しなければならないこととした。（第 12 条及び様式第 6 号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

佐賀県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 38 号）

- 1 申請書等に暴力団等でないことの誓約に関する記載事項を加えることとした。（様式第 1 号、様式第 5 号、様式第 11 号、様式第 12 号、様式第 12 号の 2 及び様式第 13 号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 39 号）

- 1 暴力団排除の範囲を見直すこととしたため、木材業・製材業者登録申請書（新規登録用）ほか 2 様式について所要の改正を行うこととした。（様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 6 号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 40 号）

- 1 知事は、登録申請者が暴力団等に該当するかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができることとした。（第 9 条の 3 関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 41 号）

1 誓約書に暴力団等でないことの誓約を加えることとした。（様式第 2 号関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。